

除外手順とは

国立国会図書館では、デジタル化した資料を各地の図書館や個人の端末で閲覧できる「図書館向けデジタル化資料送信サービス（**図書館送信**）」・「個人向けデジタル化資料送信サービス（**個人送信**）」を行っています。送信対象資料は、流通在庫がなく商業的に電子配信されていない等、一般的に購入することが難しい**絶版等資料**に限られます。その確認のため、次の3段階で送信対象資料からの「**除外手順**」を行っています。

※図書館送信、個人送信の各サービスについては、2ページ目をご覧ください。

国立国会図書館
による調査

➡ ①入手可能性調査

デジタル化資料と民間の出版情報のデータベースを機械的に突合し、入手可能なものを送信対象から除外します。

➡ ②事前除外手続

①で送信候補とした資料の一覧を「送信候補資料リスト」として公表し、**送信開始前に除外申出**を受け付けます。

※令和6年度の事前除外手続は、**令和7年4月18日まで**受け付けます。

➡ ③事後除外手続

すでに送信中の資料について、除外申出を受け付けます（**通年受付**）。

著作者・
出版者の方
の申出

	令和5年			令和6年												令和7年							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
①入手可能性調査				入手可能性調査																			
				▼送信候補資料リスト公開																			
②事前除外手続				送信候補資料																			
				事前除外申出																			
				令和7年4月18日まで受付																			
送信資料数の増減				▼入手可能性調査の結果を反映																			
				▼事前除外を経た資料追加																			
③事後除外手続				事後除外申出																			

申出により除外される場合

	除外申出の要件（除外基準）	申請できる方
1	その資料（同内容の著作物）が 流通している 。 （オンデマンド出版及び電子書籍を含みます。） 再販等の予定がある場合は、おおむね3か月を目安に流通予定であることを公開情報により確認します。	どなたでも
2	その資料（同内容の著作物）の著作権が 著作権等管理事業者 により管理されている。	どなたでも
3	著作者ご本人からの送信停止の要請 があったとき。	著作者 （出版関連団体・出版社経由可）

※著作権者・出版者団体、大学、図書館などの関係機関で構成される「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づいて除外手続を行っています。

※現在、漫画・絵本、商業出版雑誌については、送信を留保しています。該当する場合は、除外基準を満たさなくとも申出により送信対象から除きます。

除外申請をするには

「図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）に係る除外手続」のページ（<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html>）に掲載されている「送信候補資料リスト」及び「送信資料リスト」をご確認ください（個人送信にも対応）。送信対象から除外したい資料があった場合は、リストの記入欄に必要事項をご記入のうえ、国立国会図書館にメールでご送付ください。



除外手続のページ

除外申請の送付先・お問い合わせ: jogai@ndl.go.jp まで

デジタル化資料送信サービスのご紹介

国立国会図書館でデジタル化した資料のうち、絶版等で入手困難であることが確認された資料は、デジタルコレクションを通じて各地の図書館や個人の端末で利用することができます。

各サービスの概要

	図書館向け デジタル化資料送信サービス	個人向け デジタル化資料送信サービス
利用できる 場所	公共図書館、大学図書館など、国立国会図書館に承認申請を行い、承認を受けた 図書館 (参加館数：国内1,463館 国外10館 R6.9現在)	各 家庭・個人 の端末 (パソコン・スマートフォン等)
利用できる 人	各参加館の登録利用者	日本国内に居住する「 個人の登録利用者 」のうち利用規約に同意した人 (登録には本人確認書類が必要)
利用できる 資料	デジタル化資料のうち 絶版等の理由で入手困難な資料 (漫画・絵本・商業出版雑誌・管理委託著作物は除く)	
利用方法	参加館施設内の特定端末から利用。 プリントアウト可能。 (一部図書館は閲覧のみ)	個人の端末からID・パスワードで ログイン。プリントアウト可能。
サービスの 詳しいご案内	https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html	https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html

利用できる資料

図書 約104万点	1995年までに受け入れた図書 震災・災害関係資料の一部（1995年以降に受け入れたものを含む）
雑誌 約1万タイトル 約83万点	明治期以降に発行された雑誌 (刊行後5年以上経過したもので、商業出版されていないもの)
古典籍 約2万点	明治期以降の貴重書等や清代後期以降の漢籍等
博士論文 約14万点	1987～2000年に送付を受けた論文（商業出版されていないもの）
その他	プランゲ文庫、他の機関がデジタル化した資料など

合計**205万点**

R6.9月末時点

お問い合わせ窓口

- 制度の趣旨、デジタル化全般についてのお問い合わせ
電子情報部電子情報企画課電子情報企画係
電話：03-3581-2331（代表）（内線40111）
- 除外手続の方法、個別資料の取扱い等についてのお問い合わせ・除外申出ご送付先
関西館電子図書館課電子化資料提供係
電話：0774-98-1480（直通） メール：jogai@ndl.go.jp